

食料自給率の向上を計画的に実施することを求める意見書

国は、来年の通常国会で、食料・農業・農村基本法を見直し、新たな基本法を制定するとしています。

一方、日本の食料自給率は、カロリーベースで38%と先進国の中でも低く、また穀物自給率では28%と、世界185か国の中で129位となっています。旧農業基本法の制定後も、食料自給率は下がり続け、現行の食料・農業・農村基本法制定後、5次にわたる食料・農業・農村基本計画で食料自給率を引き上げるとされてきましたが、これまで目標は達成されておられません。

食料・農業・農村基本法では、食料・農業・農村基本計画において食料自給率の目標を設定したものの、閣議決定の扱いとしたことから、目標達成に向けた位置づけは十分とは言えません。

持続可能な開発目標（SDGs）の目標2として飢餓をゼロにすることが掲げられており、我が国において食料自給率を向上させることは、対外的にも重要な課題となっています。

よって、国におかれましては、計画的に食料自給率の向上を図るよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月14日

北海道江別市議会

提出先

内閣総理大臣

農林水産大臣

経済産業大臣